



[更新メールサービス申し込み](#)

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ①一元化前の在職老齢年金・在職共済年金の支給停止について～在職老齢年金と在職共済年金の制度的差異を理解～

年金広報 | 2015.9.15 9月号（通巻676号）Vol.30



実務担当者のための 年金講座 第4回

掲載：2015年9月15日

ついに、一元化に突入！ 在職年金の激変緩和はどう計算するのか？



筆者プロフィール 長沼 明（ながぬま あきら）

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（2015年、年友企画）、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』（『浦和論叢』2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部）

ついに、10月1日の一元化的施行日を迎えます。

連休明けの9月24日より、一元化に伴うシステムの移行が完了し、新システムが稼働する予定となっています。

政省令は、9月15日の時点では、まだ公布されていませんが、大きなトラブルが起きることなく、一元化の施行日を迎えることを願っています。そのためには、事前の準備が大切です。

今月は、一元化の日をまたぐ在職年金の支給停止の激変緩和の計算方法と新たな年金コードなど、実務に資する年金情報を提供します。

微妙な時期での情報提供となりますので、9月30日に退職される人は、老齢厚生年金の在職支給停止は、平成27年9月分までとなり、また、平成27年10月分から退職改定後の年金額となる予定です（政省令で規定される見込み）。

一元化前の在職老齢年金・在職共済年金の支給停止について ～在職老齢年金と在職共済年金の制度的差異を理解～

一元化前の在職支給停止について～共済年金～

【図1】地方公務員の退職共済年金の名称～昭和29年5月10日生まれの地方公務員の場合～



実務担当者のための 年金講座

- ①一元化前の在職老齢年金・在職共済年金の支給停止について～在職老齢年金と在職共済年金の制度的差異を理解～
- ②一元化後の在職老齢年金の支給停止について～一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート～
- ③在職共済年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止額を計算してみよう～
- ④在職老齢年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止額を計算してみよう～
- ⑤新しい年金コードについて～地方公務員の老齢厚生年金は「1130」～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

全国都市国民年金協議会

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1 【年金WEB質問箱を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

地方公務員が、60歳の定年後再任用※で、フルタイムで勤務した場合、地方公務員共済組合の組合員になります。共済年金を受給できるようになると、在職共済年金は、年齢にかかわらず、いわゆる**低在者**（65歳未満の厚生年金保険の被保険者に適用される在職老齢年金の算定式）が適用になります。支給停止の対象となるのは、**厚生年金相当部分**です（【図1】参照）。厚生年金相当部分を12で除して得た額を基本月額といいますが、これは基本的に、厚生年金と変わりありません。

職域年金相当部分は、給料の多寡にかかわらず、在職中（共済組合の組合員期間中）は支給停止となります。

一方、定年後、短時間勤務の再任用（再任用であっても、勤務時間により、厚生年金保険の被保険者となる）や民間企業に再就職し、厚生年金保険の被保険者になったとします。

在職共済年金の支給停止は、65歳未満であっても、65歳以上であっても、いわゆる**高在者**（65歳以上の厚生年金保険の被保険者に適用される在職老齢年金の算定式）が適用されます。

職域年金相当部分は、厚生年金保険の被保険者等になった場合は、厚生年金相当部分が全額支給停止になったとしても、全額支給されます。職域年金相当部分の支給に関しては、一元化後も変わらない予定です（政令で規定する予定）。

なお、一元化後は、共済年金は厚生年金となりますので、一元化前の在職老齢年金が適用になります。これをまとめると、【表1】のようになります。

【表1】一元化前と一元化後の**在職共済年金**の支給停止

共済年金の受給者		一元化前	一元化後
厚生年金に加入	65歳未満	高在者	低在者
	65歳以上	高在者	高在者
共済年金に加入	65歳未満	低在者	
	65歳以上	低在者	

一元化前の在職支給停止について～厚生年金～

厚生年金の受給者の在職老齢年金については、あらためて述べるまでもなく、65歳未満が低在者であり、65歳以上が高在者での支給停止となります。

一方、厚生年金を受給している人が、私立学校などで勤務し、私学事業団の加入者となっている場合、一元化前では、支給停止の対象とはなっていません。しかし、一元化後は支給停止の対象となります。これをまとめたのが、【表2】です。

あわせて、一元化後は、地方議会議員等（市議会議員・区議会議員、県議会議員等、町村議会議員等）の現職である場合、厚生年金を受給すると、厚生年金は支給停止の対象となります。なお、共済年金は、すでに一元化前でも、地方議会議員等（市議会議員・区議会議員、県議会議員等、町村議会議員等）になっていると、支給停止の対象となっています（高在者が適用）。

あまり事例があるとは認識していませんが、厚生年金を受給している人が、共済組合の組合員となっている場合も支給停止とはなりません（【表2】参照）。

【表2】一元化前と一元化後の**在職老齢年金**の支給停止

厚生年金の受給者		一元化前	一元化後
厚生年金に加入	65歳未満	低在者	低在者
	65歳以上	高在者	高在者
共済年金に加入	65歳未満	停止なし	
	65歳以上	停止なし	

※地方公務員の再任用制度や地方公務員の共済年金の基礎知識については、拙著『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（年友企画刊）をご参照ください。

▶http://www.nen-yu.co.jp/new_book/index.html#nb201205



なお、【地方公務員の再任用制度と加入する年金制度】や【被用者年金制度の一元化で、ココが変わる－チェックポイント】については、拙著『被用者年金一元化ガイドシート』（社会保険研究所刊）にコンパクトにまとめられており、年金相談会にも持参して活用できる年金相談グッズとなっています。

►<https://www.shaho.co.jp/shaho/shop/detail.php?Bc=33700>

[▶ | 次へ](#)

● 年金講座 バックナンバーはこちら

▲ [このページのトップへ](#)

►[このサイトについて](#) ►[個人情報について](#) ►[サイトマップ](#) ►[お問い合わせ](#)

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.



更新メールサービス申し込み

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ②一元化後の在職老齢年金の支給停止について～一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート～

年金広報 | 2015.9.15 9月号（通巻675号）Vol.30



実務担当者のための

年金講座 第4回

ついに、一元化に突入！ 在職年金の激変緩和はどう計算するのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

掲載：2015年9月15日

実務担当者のための 年金講座

- ①一元化前の在職老齢年金・在職共済年金の支給停止について～在職老齢年金と在職共済年金の制度的差異を理解～
- ②一元化後の在職老齢年金の支給停止について～一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート～
- ③在職共済年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止額を計算してみよう～
- ④在職老齢年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止額を計算してみよう～
- ⑤新しい年金コードについて～地方公務員の老齢厚生年金は「1130」～

ついに、10月1日の一元化的施行日を迎えます。

連休明けの9月24日より、一元化に伴うシステムの移行が完了し、新システムが稼働する予定となっています。

政省令は、9月15日の時点では、まだ公布されていませんが、大きなトラブルが起きることなく、一元化的施行日を迎えることを願っています。そのためには、事前の準備が大切です。

今月は、一元化的日をまたぐ在職年金の支給停止の激変緩和の計算方法と新たな年金コードなど、実務に資する年金情報を提供します。

微妙な時期での情報提供となります。9月30日に退職される人は、老齢厚生年金の在職支給停止は、平成27年9月分までとなり、また、平成27年10月分から退職改定後の年金額となる予定です（政省令で規定される見込み）。

一元化後の在職老齢年金の支給停止について ～一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート～

激変緩和措置が適用される場合とは？

共済年金を受給している人が、厚生年金保険の被保険者で働いていると、一元化前の高在老（支給停止ライン47万円）から一元化後は低在老（支給停止ライン28万円）に変わりますので、年金の支給停止額が多くなることがあります。そのため、支給停止額の急激な増加を緩和するため、一定の要件を満たした場合には、激変緩和措置が適用されます。

厚生年金を受給している人が、私学事業団の加入者となっている場合や地方議会議員の場合も、【支給停止なし】から【支給停止の対象】となりますので、一定の要件を満たした場合には、激変緩和措置が適用されます。

一元化後の支給停止額は、厚生年金と共済年金で按分！

厚生年金と共済年金の両方の年金を受給している人の一元化後の支給停止額については、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額を合算し、全体の支給停止額を算定（本来の支給停止額・原則）したのちに、厚生年金の基本月額と共済年金の基本月額で按分して、それぞれの支給停止額を算出します。

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

全国都市国民年金協議会

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

一定の要件をみたす場合には、激変緩和措置が適用されます。

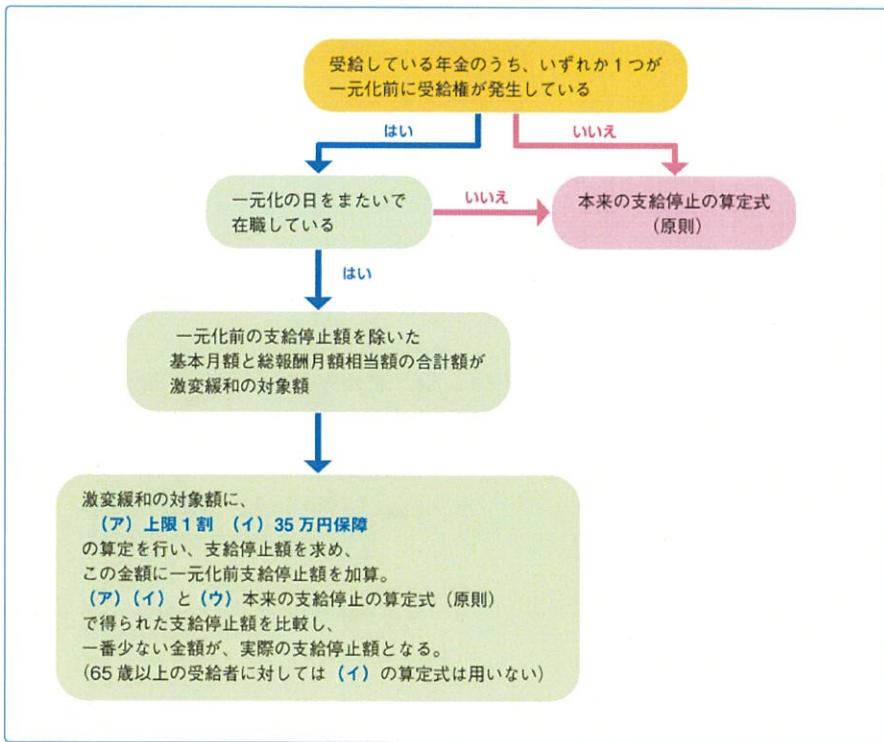
一元化後に受給権が発生した場合については、厚生年金（第1号厚年期間：例えば民間企業に勤務していた期間）と厚生年金（第3号厚年期間：例えば市役所に勤務していた期間）基本月額を合算して、支給停止額を算出し、同様に按分することになります。なお、この場合、激変緩和措置の適用はありません。

激変緩和が適用されるかどうかを判定するフローチャート

一元化後の在職老齢年金の支給停止で、激変緩和措置が適用されるかどうかを判定するためのフローチャートを作成しました。

年金相談では、この【一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート】を参照されるのが、一番わかりやすいと思います。

【図2】一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート



一元化後の在職老齢年金の支給停止の計算方法

一元化後の在職老齢年金の支給停止の計算方法については、上の【一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート】を参照されるのが、一番わかりやすいと思います。

65歳前の受給者については、低在老（支給停止ラインが28万円）が適用され、65歳以上の受給者については、高在老（支給停止ラインが47万円）が適用されます。

一元化前から年金を受給、しかし、働きはじめたのは一元化後の場合、激変緩和措置は適用されるか？

平成27年4月の時点で、共済年金を受給している方が、定年退職後、また働きたいと思い、平成27年11月から働きはじめたという場合はどうでしょうか、激変緩和措置は適用になるのでしょうか？

平成27年11月から第1号厚生年金被保険者になったという事例です。

上のフローチャートを参照してください。

一元化の施行日、つまり、平成27年10月1日をまたいで、在職していません。従って、激変緩和措置は適用されず、本来の支給停止額、つまり、原則が適用されることになります。

一元化の日をまたいで在職、しかし、一元化後に年金の受給権が発生した場合、激変緩和措置は適用となるのか？



一元化の施行日、つまり、平成27年10月1日をまたいで、在職していたのですが、受給権が発生したのが、平成27年11月になってからという場合は、どうでしょうか？

上のフローチャートを参照してください。

一元化前に受給権が発生している年金がありませんので、残念ながら、

この場合も、激変緩和措置は適用されず、本来の支給停止額、つまり、原則が適用されることになります。

それでは、具体的な事例で支給停止額を算出して、理解を深めましょう。

なお、もう少し詳しく基本から学ばれたい方は、拙著『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（43頁～48頁）（株）年友企画）をご参照ください。

►http://www.nen-yu.co.jp/new_book/index.html#nb201205

▶ | 次へ

● 年金講座 パックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ

►このサイトについて ►個人情報について ►サイトマップ ►お問い合わせ

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ③ 在職共済年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止額を計算してみよう～

年金広報 | 2015.9.15 9月号 (通巻675号) Vol.30



実務担当者のための
年金講座 第4回

掲載：2015年9月15日

ついに、一元化に突入！ 在職年金の激変緩和はどう計算するのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(『浦和論叢』2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

ついに、10月1日の一元化的施行日を迎えます。

連休明けの9月24日より、一元化に伴うシステムの移行が完了し、新システムが稼働する予定となっています。

政省令は、9月15日の時点では、まだ公布されていませんが、大きなトラブルが起きることなく、一元化の施行日を迎えることを願っています。そのためには、事前の準備が大切です。

今月は、一元化の日をまたぐ在職年金の支給停止の激変緩和の計算方法と新たな年金コードなど、実務に資する年金情報を提供します。

微妙な時期での情報提供となります。9月30日に退職される人は、老齢厚生年金の在職支給停止は、平成27年9月分までとなり、また、平成27年10月分から退職改定後の年金額となる予定です(政省令で規定される見込み)。

在職共済年金の支給停止について

～一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止額を計算してみよう～

それでは、事例に基づき、一元化前の共済年金の支給停止が、一元化後にどうなるのか、そして激変緩和措置はどのように適用になるのかをみていきましょう。

年金相談の実務担当者であるみなさんも、電卓を手元に置き、いつしょに計算してみてください。

今回は、年金の支給停止額を按分しなくていい事例として、地方議会議員の例を挙げました。議員年金については、ここでは触れませんが、興味のある方は、【年金広報】7月号にアクセスしてみてください。

► <http://kurassist.jp/madoguchi/nenkin-kouhou-vol28/pro-lecture/pro-lecture-01.html#pro-jump>

(1) 共済年金は、議員在職中は、支給停止の対象～一元化前～

【年金等データ】

大学卒業後、市役所職員として勤務。55歳で退職後、平成25年4月に市議会議員に当選。

平成27年8月時点で62歳。

実務担当者のための 年金講座

- ① 一元化前の在職老齢年金・在職共済年金の支給停止について～在職老齢年金と在職共済年金の制度的差異を理解～
- ② 一元化後の在職老齢年金の支給停止について～一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート～
- ③ 在職共済年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止額を計算してみよう～
- ④ 在職老齢年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止額を計算してみよう～
- ⑤ 新しい年金コードについて～地方公務員の老齢厚生年金は「1130」～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

全国都市国民年金協議会

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】
- 年金額はどのように改定されるの? 「目で見る」年金講座【第5回】
- 結局、年金はいくらもらえるの? 「目で見る」年金講座【第4回】
- どんな年金が、いつ、もらえるのか? 「目で見る」年金講座【第3回】

お知らせ

- 2019.4.1
【年金WEB質問場を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

- ・議員報酬 36万円（月額）
- ・期末手当（ボーナス） 93万6千円（年額） [平成26年12月と平成27年6月に支給された合計額]
 - ・**共済年金 8万円**（月額）
 - ・職域年金相当部分 1万6千円（月額）
 - ・**基準収入月額相当額 43万8千円** (= 36万円 + 93万6千円 ÷ 12)

基準収入月額相当額とは、厚生年金の場合の総報酬月額相当額に相当する。
 詳しくは、拙著『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる？』（37頁～39頁）（㈱年友企画）をご参照ください。
 ►http://www.nen-yu.co.jp/new_book/index.html#nb201205

一元化前の支給停止額の計算～平成27年9月分～

[支給停止額]

$$([\text{基準収入月額相当額}] + [\text{基本月額}] - 47\text{万円}) \div 2 = \\ (438,000\text{円} + 80,000\text{円} - 470,000\text{円}) \div 2 = 24,000\text{円}$$

特別支給の退職共済年金は、月額80,000円のうち、月額24,000円が支給停止となります。

[支給される年金額]

従って、支給される年金額は、

$$80,000\text{円} - 24,000\text{円} = 56,000\text{円} \text{ (月額)}$$

となります。

なお、職域年金相当部分は、厚生年金保険の被保険者・私学事業団に加入中・議員に在職中の場合は、全額支給されます。

従って、この事例では、

共済年金は $56,000\text{円} + 16,000\text{円}$ （職域年金相当部分）= 72,000円（月額）が支給されることになります。

(2) 共済年金を受給していると、一元化後はどうなるか

支給停止はどうなるでしょうか？ まだ、65歳前です。

まず、高在老から低在老へ、在職中の支給停止ラインが変わります。

まず、〈本来の支給停止額〉を算出します。

$$(438,000\text{円} + 80,000\text{円} - 280,000\text{円}) \times 1/2 = 119,000\text{円} > 80,000\text{円} \\ \text{全額支給停止}$$

これが〈原則〉です。

では、激変緩和措置は適用になるでしょうか？

【一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート】を参照してください。
 一元化前に受給権が発生しており、かつ、一元化の日をまたいで在職しているので、激変緩和措置が適用されます。

〈上限1割〉 〈35万円保障〉 〈原則〉の3通りで計算し、比較します。

(ア) 〈上限1割〉の場合

$$438,000\text{円} \text{ (総報酬月額相当額)} + 80,000\text{円} \text{ (基本月額)} = 518,000\text{円}$$

$$(a) 518,000\text{円} - 24,000\text{円} \text{ (一元化前停止額)} = 494,000\text{円}$$

$$(b) 494,000\text{円} \times 1/10 = 49,400\text{円}$$

$$(c) 49,400\text{円} + 24,000\text{円} = 73,400\text{円}$$

(イ) 〈35万円保障〉の場合

$$438,000\text{円} \text{ (総報酬月額相当額)} + 80,000\text{円} \text{ (基本月額)} = 518,000\text{円}$$

$$(a) 518,000\text{円} - 24,000\text{円} \text{ (一元化前停止額)} = 494,000\text{円}$$

住まいの整備講座
Home Maintenance



健康増進・介護予防
Health & Nursing Care



年金WEB質問箱
The Input Form for Questions



njk 一般財団法人
年金住宅福祉協会

- (b) $494,000\text{円} - 350,000\text{円} = 144,000\text{円}$
(c) $144,000\text{円} + 24,000\text{円} = 168,000\text{円} > 80,000\text{円}$ 全額支給停止

(ウ) 〈原則〉

$(438,000\text{円} + 80,000\text{円} - 280,000\text{円}) \times 1/2 = 119,000\text{円} > 80,000\text{円}$
全額支給停止

(ア) (イ) (ウ) で、支給停止額が一番少ない金額が適用されます。

(ア) の73,400円が適用され、支給停止額は、73,400円となります。

支給停止額の計算は、法律上は年額単位。ここでは便宜的に月単位で行っています。
また、端数処理についても、月単位で行っており、厳密ではありません。以下同じ。

従って、一元化後は、支給される特別支給の退職共済年金は、
厚生年金相当部分が $80,000\text{円} - 73,400\text{円} = 6,600\text{円}$ （月額）ということになります。

なお、職域年金相当部分16,000円（月額）は、一元化後も、支給される予定です
(政令で規定される見込み)。

[支給される特別支給の退職共済年の年金額]

$6,600\text{円} + 16,000\text{円} = 22,600\text{円}$ （月額）

となります。

▶ | 次へ

● 年金講座 バックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ④ 在職老齢年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止額を計算してみよう～

年金広報 | 2015.9.15.9月号 (通巻679号) Vol.30



実務担当者のための 年金講座 第4回

掲載: 2015年9月15日

ついに、一元化に突入！ 在職年金の激変緩和はどう計算するのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化的概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

ついに、10月1日の一元化の施行日を迎えます。

連休明けの9月24日より、一元化に伴うシステムの移行が完了し、新システムが稼働する予定となっています。

政省令は、9月15日の時点では、まだ公布されていませんが、大きなトラブルが起きることなく、一元化の施行日を迎えることを願っています。そのためには、事前の準備が大切です。

今月は、一元化の日をまたぐ在職年金の支給停止の激変緩和の計算方法と新たな年金コードなど、実務に資する年金情報を提供します。

微妙な時期での情報提供となりますので、9月30日に退職される人は、老齢厚生年金の在職支給停止は、平成27年9月分までとなり、また、平成27年10月分から退職改定後の年金額となる予定です(政省令で規定される見込み)。

在職老齢年金の支給停止について ～一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止額を計算してみよう～

(1) 厚生年金は、議員の場合、支給停止の対象外～一元化前～

ここでは、厚生年金を受給している人が、地方議會議員となっている事例で、一元化前と一元化後の在職老齢年金がどうなるかを計算してみましょう。相談者は現職の市議會議員という設定です。

厚生年金は、議員の場合、全額支給！

[年金等データ]

大学を卒業後、民間企業に就職し、55歳で退職。その後、平成25年4月に市議会議員に当選して、

専業で議員活動を重ね、平成27年2月に61歳となり、厚生年金の受給権が発生。

- ・議員報酬 36万円(月額)
- ・期末手当(ボーナス) 93万6千円(年額) [平成27年6月と平成26年12月支給]

実務担当者のための 年金講座

- ① 一元化前の在職老齢年金・在職共済年金の支給停止について～在職老齢年金と在職共済年金の制度的差異を理解～
- ② 一元化後の在職老齢年金の支給停止について～一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート～
- ③ 在職共済年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止額を計算してみよう～
- ④ 在職老齢年金の支給停止について～一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止額を計算してみよう～
- ⑤ 新しい年金コードについて～地方公務員の老齢厚生年金は「1130」～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

全国都市国民年金協議会

パックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの? 「目で見る」年金講座【第5回】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの? 「目で見る」年金講座【第4回】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか? 「目で見る」年金講座【第3回】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1. 【年金WEB質問箱を開設しました】年金制度の質問や年金受給にあたっての疑問にお答えします。NEW!!

・厚生年金 8万円（月額）

厚生年金を受給する場合、あるいは受給している場合については、現職の市議会議員であっても、一元化前であれば、支給停止の対象とはなりません。全額受給できます。

月額8万円の厚生年金は、全額支給されます。

（2）一元化後は支給停止の対象に！

この状態で、平成27年10月1日の一元化を迎えます。

相談者は、まだ、65歳前なので、低在老が適用されます。

そして、一元化前に受給権が発生し、かつ、一元化の日をまたいで在職しているので、激変緩和措置が適用されます。

繰り返しになりますが、激変緩和措置が適用になるかどうかは、【一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート】をご参照ください。

なお、政令の規定（予定）により、一元化前に支給された期末手当は含めません（平成27年12月に支給される期末手当は総報酬月額相当額に含めます）。

本来の支給停止額（原則）は、 $(360,000\text{円} + 80,000\text{円}) - 280,000\text{円}$

$$\times 1/2 = 80,000\text{円}$$

全額支給停止となります。

激変緩和措置が適用になります。

激変緩和措置は次のようになります。

（ア）〈上限1割〉の場合

$$360,000\text{円} (\text{総報酬月額相当額}) + 80,000\text{円} (\text{基本月額}) = 440,000\text{円}$$
$$440,000\text{円} \times 1/10 = 44,000\text{円}$$

（イ）〈35万円保障〉の場合

$$360,000\text{円} (\text{総報酬月額相当額}) + 80,000\text{円} (\text{基本月額}) = 440,000\text{円}$$
$$440,000\text{円} - 350,000\text{円} = 90,000$$

（ウ）〈原則〉

$$(360,000\text{円} + 80,000\text{円} - 280,000\text{円}) \times 1/2 = 80,000\text{円}$$

（ア）（イ）（ウ）で、支給停止額が一番少ない金額が適用されます。

（ア）の44,000円が適用され、支給停止額は、44,000円となります。

従って、支給される厚生年金は、一元化後は、

$$80,000\text{円} - 44,000\text{円} = 36,000\text{円} (\text{月額})$$
となります。

（3）この市議会議員に、平成27年12月に61万2千円の期末手当（ボーナス）が支給！

さて、ここからがちょっとむずかしいです。これまでの応用編です。

この市議会議員に、平成27年12月に61万2千円の期末手当（ボーナス）が支給されました。

さあ、支給停止額はどうなるでしょうか？ 少しの時間、考えてみてください。そして、ご自身で電卓をたたいて、算出してみてください。

総報酬月額相当額は、 $(360,000\text{円} + 61万2千円) / 12$ で、
411,000円となります。

本来の支給停止額（原則）は、

$$(411,000\text{円} + 80,000\text{円} - 280,000\text{円}) \times 1/2 = 105,500\text{円} > 80,000\text{円}$$

全額支給停止となってしまいます。

住まいの整備講座

Home Maintenance



健康増進・介護予防

Health & Nursing Care



年金WEB質問箱

The Input Form for Questions



njk

一般財団法人
年金住宅福祉協会

年金住宅福祉協会

激変緩和措置の適用は、どのように計算されるのでしょうか？
次のようにになります。

(ア) 〈上限1割〉の場合

$$(411,000円 + 80,000円) \times 1/10 = 49,100円$$

(イ) 〈35万円保障〉の場合

$$(411,000円 + 80,000円) - 350,000円 = 141,000円$$

(ウ) 〈原則〉

$$(411,000円 + 80,000円 - 280,000円) \times 1/2 = 105,500円$$

(ア) (イ) (ウ) で、支給停止額が一番少ない金額が適用されます。

従って、支給される厚生年金は、

80,000円 - 49,100円 = 30,900円（月額）となります。

期末手当（ボーナス）が支給される前と比べ、支給される厚生年金の年金額は、
36,000円（月額）から30,900円（月額）となり、5,100円（月額）減額されることになります。

これでもう、激減緩和措置が適用になるのかどうか、激変緩和措置が適用されたときの支給停止額の算出の方法をご理解いただけたものと思います。

▶ | 次へ

● 年金講座 バックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ⑤ 新しい年金コードについて ~地方公務員の老齢厚生年金は「1130」~

年金広報 | 2015.9.15 9月号 (通巻675号) Vol.30



実務担当者のための
年金講座 第4回

掲載 : 2015年9月15日

ついに、一元化に突入！ 在職年金の激変緩和はどう計算するのか？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

ついに、10月1日の一元化の施行日を迎えます。

連休明けの9月24日より、一元化に伴うシステムの移行が完了し、新システムが稼働する予定となっています。

政省令は、9月15日の時点では、まだ公布されていませんが、大きなトラブルが起きることなく、一元化の施行日を迎えることを願っています。そのためには、事前の準備が大切です。

今月は、一元化の日をまたぐ在職年金の支給停止の激変緩和の計算方法と新たな年金コードなど、実務に資する年金情報を提供します。

微妙な時期での情報提供となりますので、9月30日に退職される人は、老齢厚生年金の在職支給停止は、平成27年9月分までとなり、また、平成27年10月分から退職改定後の年金額となる予定です(政省令で規定される見込み)。

新しい年金コードについて ~地方公務員の老齢厚生年金は「1130」~

地方公務員[第3号厚年]の老齢厚生年金の年金コードは？

一元化前は、退職共済年金は、まとめて「1170」という年金コードを使用していました。障がい共済年金は「1370」、遺族共済年金は「1470」です。

しかし、一元化以後に受給権の発生する、たとえば、地方公務員共済組合の組合員[第3号厚生年金被保険者]の(特別支給の)老齢厚生年金については、「1130」という年金コードが使用される予定です。地方公務員の障がい厚生年金については「1330」、遺族厚生年金については「1430」の予定です。

なお、一元化前の老齢厚生年金の「1150」、障がい厚生年金の「1350」、遺族厚生年金の「1450」は変わりません。

【一元化後の年金コード】を一覧表にまとめましたので、ご参照ください。

【一元化後の年金コード】

実務担当者のための 年金講座

- ① 一元化前の在職老齢年金・在職共済年金の支給停止について ~在職老齢年金と在職共済年金の制度的差異を理解~
- ② 一元化後の在職老齢年金の支給停止について ~一元化後の在職老齢年金の支給停止のフローチャート~
- ③ 在職共済年金の支給停止について ~一元化前と一元化後の在職共済年金の支給停止額を計算してみよう~
- ④ 在職老齢年金の支給停止について ~一元化前と一元化後の在職老齢年金の支給停止額を計算してみよう~
- ⑤ 新しい年金コードについて ~地方公務員の老齢厚生年金は「1130」~

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

全国都市国民年金協議会

パックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】】
- ▶ 年金額はどのように改定されるの? 「目で見る」年金講座【第5回】】
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの? 「目で見る」年金講座【第4回】】
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか? 「目で見る」年金講座【第3回】】

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

給付の種類	厚年種別	第2号（国共済）	第3号（地共済）	第4号（私学共済）	第1号（一般厚年）
老 齢		1120	1130	1140	1150
障がい		1320	1330	1340	1350
遺 族		1420	1430	1440	1450

年金コードの番号から、厚年の種別がわかる！

年金相談にみえられた女性で、遺族厚生年金を受給しているという場合、一元化後については、年金コードをみて、それが「1440」であれば、死亡した夫が私学事業団に加入していたことがわかります。

また、金融機関で年金相談をしている方は、年金の支払機関の変更をお願いする場合には、変更届に年金コードを記入する欄がありますので、新しい年金コードを覚えておく必要があるでしょう。

一元化になると、やはり把握しておくことが増えそうですね。

いっしょに勉強していきましょう。

住まいの整備講座
Home Maintenance


健康増進・介護予防
Health & Nursing Care


年金WEB質問箱
The Input Form for Questions


njk 一般財団法人
年金住宅福祉協会

[◀ | 前へ](#)

● 年金講座 バックナンバーはこちら

この記事はいかがでしたか？
ボタンを押して評価してください。

この記事の感想をお寄せ下さい。

 [このページのトップへ](#)